仕様書【印刷物の作成】

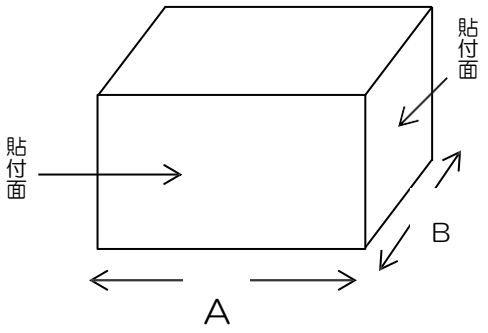
件　　名	帳票「ハローワーク配付用国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書兼還付金振込方法（変更）申出書」
紙　　質	１枚目　上質紙Ａ判　３５．０ｋｇ ２枚目　ノーカーボンＡ６０ ３枚目　ノーカーボンＣ６０　ブルー発色 ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷　　色	１枚目　両面刷：表４色（墨・青・赤・黄）、裏３色（墨・青・赤） ２枚目　片面刷：表１色（墨） ３枚目　片面刷：表１色（墨）（減感処理有） ※刷色については、現物サンプルを参照すること。
サ イ ズ	見開き寸法：Ａ４（縦２９７mm×横２１０mm）
製　　本	糊加工：３枚を１部とし、天糊仕上げ 折加工：巻三つ折り（タイトル面を上とする）
梱　　包	製品は５０部ごとに帯封等をし、１箱１，０００部で梱包すること。 箱については、ダンボール箱等仕様書のとおり。 ※製品は機械処理等にて封筒へ封入するため、折れ曲がりがあると作業に支障をきたすことから、梱包及び納品の際は、細心の注意を払うこと。 ※梱包した外側２側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※梱包単位に満たない端数が有る場合については、その端数を１梱包とすること。
数　　量	１，５９６，２００部
納　　期	第１回目：令和９年　２月１９日（２０６，７００部） 第２回目：令和９年　３月１９日（３２３，８００部） 第３回目：令和９年　５月２１日（２３７，２００部） 第４回目：令和９年　７月１６日（２３７，２００部） 第５回目：令和９年　９月１７日（２３７，２００部） 第６回目：令和９年１１月１９日（３５４，１００部）
納入場所	日本年金機構が指定する場所（首都圏１か所）

そ の 他	・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・正式な原稿は、業者決定後に電子媒体（セキュアＵＳＢメモリ）で提供する。 ・原稿を変更する場合は、納期の３０日前までに変更後の原稿を提供する。 ・校正原稿は、紙媒体及びテキストデータが識別できるＰＤＦファイルを提出すること。（ＰＤＦファイルは、日本年金機構（以下「機構」という。）から貸与するセキュアＵＳＢメモリに格納し、提出すること。） ・本帳票は、バーコードの印字を行う。（バーコードは全て同じで、規格はｃｏｄｅ３９。バーコードの規格については、別紙「バーコードの規格について」を参照すること。） ・バーコードは、原稿と一緒に電子媒体（セキュアＵＳＢメモリ）で提供する。 ・受託事業者は、校正原稿の校了後、下記校正担当にプレ印刷帳票を１０部納品し、機構の合格を得ること。なお、同時にバーコードの読み取りテストを実施する。バーコード読み取りテスト結果によっては、機構は修正指示を行うことができる。 ・プレ印刷帳票の校了及びバーコードの読み取りテスト実施後、機構の指示により本番品を作成すること。 ・毎回納品時に、製品サンプル１０部を下記校正担当に納品すること。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・受託業務の実施に当たり、当該業務の全部又は主体的部分（印刷、加工、梱包の工程）を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について再委託する場合、受託事業者は、事前に機構の承認を得なければならない。なお、本業務において、主体的部分を除く一部とは運送に限る。 ・仕様書に関して質問がある場合は、令和８年１１月１３日（金）１７時００分までに「質問書」（任意形式）により、下記校正担当あてにＦＡＸにて提出すること。（ＦＡＸ送信後、電話により到着確認を行うこと。） 回答については、令和８年１１月１９日（木）までに行う予定。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。
校正担当	〒１６８－８５０５　東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号 日本年金機構国民年金部国民年金業務Ｇ　　担当：鮫島、塚本 電話番号：０３－６８９７－４１０９ FAX番号：０３－６８９２－０７５８

ダンボール箱等仕様書

作成単位が「箱」である帳票等を梱包する段ボール箱については、次の仕様に従って作成すること。

また、作成単位が「箱」以外の帳票等であっても、納品に際してダンボール箱で梱包し納品する帳票等は、ビニール包装して、この仕様書に沿ったダンボール箱を使用すること。納品の運搬等で箱がつぶれる等により帳票等が傷んだりすることのないよう留意すること。

サイズ	・ダンボール箱のサイズは帳票の製品サイズに対し、各辺約１０mm 加算した内寸とする。	（例） 16ｲﾝﾁ×13ｲﾝﾁ×7ｲﾝﾁ3/4 の帳票 ↓　　↓　　↓ 417mm×341mm×207mm の内寸 （各辺約 10mm プラス）
材　質	（基準材質） ・Ｋライト－Ｋ６　２２０ｸﾞﾗﾑ／㎡ ・中芯：ＳＣＰ１８０ｸﾞﾗﾑ／㎡	材質については、左に挙げた材質を基準に、それ以上の強度が得られる材質に用いること。
記　載 事　項	・箱の２面（側面）に、右の記載事項を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。  （Ａ＞Ｂ）であること ・大きさ 貼付け面面積２分の１以上の大きさとし、利用できる最大の文字サイズを利用すること。	（記載事項） ① 帳票番号 ② 帳票名 ③ 数量 ④ 製造業者名 ⑤ 製造年月 （目安） ・シールを使用する場合の大きさはＢ列５判程度とする。 ・文字サイズは３０～４０ポイント程度をその表記する内容により使い分けること。 ・段ボールに直接印刷する場合は、シールの大きさに準じ、判別しやすい文字サイズ・フォントで印刷すること。
包装	可塑剤含有しない耐透明フィルムを使用する。	ポリエチレン系または、ポリプロピレン系で包装する。

見　本

記　入　例

国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書
兼 還付金振込方法（変更）申出書

日本年金機構理事長　あて　　令和　〇　年　〇　月　〇　日

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付（払い戻し）が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。

〒 111-1111
住所：〇〇区〇〇町11- 11-111

（ﾌﾘｶﾞﾅ）コクネン　ジロウ
被保険者氏名：国 年　次 郎

電話番号：①自宅　2. 携帯電話　3. 勤務先　4. その他　03 （ 9999 ） 9999

口座振替に関し、重要な事項を記載しております。申出の際には、裏面も必ずお読みいただき、申出書のご提出をお願いいたします。

市外局番からご記入ください。

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に〇をつけてください。
複写様式を使用する場合は、強めにご記入ください。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に〇をつけてください。

A. 被保険者

基礎年金番号											生年月日									
9	9	9	9	－	9	9	9	9	9	9	5. 昭和 7. 平成	5	5	年	0	1	月	1	1	日

希望するどちらか一方に〇をつけてください。

一部の金融機関（インターネット銀行を含む）では取扱いがない場合がありますのでご注意ください。

こちらには、ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番（ハイフンに引き続く数字）がある方のみご記入ください。

記入事項を訂正された場合は、必ず訂正箇所に訂正印（口座届出印）を押印してください。（2枚目のみ）

B. 指定預金口座／振替方法

振替方法のみ変更　〇

振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。

指定預金口座（いずれかを選択）

銀行等（ゆうちょ銀行を除く）〇

金融機関名　〇〇　1. 銀行　2. 信用金庫　3. 信用組合　4. 労働金庫　5. 農業協同組合　6. 漁業協同組合　〇〇　1. 本店　2. 支店　3. 本所　4. 支所

預金種別　1. 普通　2. 当座　口座番号（右詰めで記入）　0 1 2 3 4 5 6（0 1 2 3 国年 4 6 5）　金融機関コード　支店コード

ゆうちょ銀行〇

種目コード	契約種別コード	通帳記号							通帳番号（右詰めで記入）							お届け印			
1	6	6	3	2	1	0	2	6	0	－	0	1	2	3	4	5	6	1	2枚目に押印してください

ﾌﾘｶﾞﾅ　コクネン　シ゛ロウ

口座名義人　国 年　次 郎

振替方法

1	翌月末振替	〇2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替（早割）	5	2年前納	6	2年前納（4月開始）

希望する振替方法の数字に〇をつけてください。（いずれか一つに〇をつけてください。）詳細は裏面をご覧ください。

被保険者本人の口座であっても口座名義人氏名をご記入ください。（記入漏れにご注意ください。）

「1」に続く通帳記号をご記入ください。（最初の「1」はすでに印字済みですので記入不要です。）

2枚目にお届け印（口座届出印）を押印してください。

C. 還付金振込方法

還付金振込方法のみ申出　〇

口座振替納付申出（変更申出を含む）を行う場合は、左の「還付金振込方法のみ申出」欄に〇をつける必要はありません。

国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。
なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。

希望しない場合は右側の（　　）を〇で囲んでください。

※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2～3カ月程度の期間がかかります。

希望しません

還付金振込方法のみ申出を行う場合に〇をつけてください。

「国民年金保険料の振替口座」への還付金の振込を希望しない場合に〇をつけてください。

※「6カ月前納」、「1年前納」、「当月末振替（早割）」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料を振替します。
割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」＞「1年前納」＞「6カ月前納」＞「当月末振替（早割）」の順になります。
※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。
※ 提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。（振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。）
※ 振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。（前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。）
〇 振替開始（予定）　令和　　年　　月末日から（金融機関の休業日の場合は翌営業日から）

国民年金保険料を口座振替により納付することを申し込まれる場合、金融機関と以下の約定を締結することとなります。

＜国民年金保険料口座振替に関する約定＞

1．日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。

2．振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越（自動貸付）を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。

3．この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退（取消）通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。

4．この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

振替方法について

ご希望の振替方法を選択し、申出書「振替方法」欄の1～6のいずれかに「○」をつけてください。

「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」を選択する場合は、初回振替日によって初回の振替対象期間が異なりますので、「前納における初回振替について」をご確認ください。

振替方法	1．翌月末振替	2．6カ月前納	3．1年前納	4．当月末振替（早割）	5．2年前納	6．2年前納（4月開始）
振替方法の説明	前月分の保険料を振替する方法です。	6カ月分の保険料をまとめて振替する方法です。	1年分の保険料をまとめて振替する方法です。	当月分の保険料を振替する方法です。	2年分の保険料をまとめて振替する方法です。	2年分の保険料をまとめて振替する方法です。「前納における初回振替について」③をご確認ください。
前納期間	―	（上期）4月～9月 （下期）10月～翌年3月	4月～翌年3月	―	4月～翌々年3月	
口座振替日	翌月末日	（上期）4月末日 （下期）10月末日	4月末日	当月末日	4月末日	

前納における初回振替について

① 初回振替の際は、初回振替日が属する月分から初回振替時の振替対象期間の最終月分までを一括振替します（②及び③の場合を除く。）。

②「6カ月前納」の初回振替日が5月末日から9月末日までの場合は、9月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、10月末日に6カ月前納を開始します。

③「2年前納（4月開始）」の初回振替日が5月末日から当年度3月末日の場合は、当年度3月分の保険料までは自動的に割引のない翌月末振替となり、翌年度4月末日に2年前納を開始します。

※「2年前納（4月開始）」を選択し、直近の4月から2年前納の開始を希望される場合は、2月末までに申出書を日本年金機構に提出（必着）してください。なお、2月末までにご提出いただいた場合でも、口座の確認に時間を要した場合など4月の口座振替に間に合わない場合があります。この場合、5月末に、割引のない4月分保険料と5月分から翌々年3月分までの23カ月分の前納保険料を振替します。

※マイナポータルを経由したねんきんネットから口座振替をお申し込みいただくと口座の確認に時間がかからず、すみやかに前納を開始できます。

振替対象期間

初回振替日	初回振替時の振替対象期間			
	6カ月前納	1年前納	2年前納	2年前納（4月開始）
4月末日	4月分～9月分（6カ月分）	4月分～翌年3月分（12カ月分）	4月分～翌々年3月分（24カ月分）	4月分～翌々年3月分（24カ月分）
5月末日	4月分（1カ月分）[割引なし]	5月分～翌年3月分（11カ月分）	5月分～翌々年3月分（23カ月分）	4月分（1カ月分）[割引なし]
6月末日	5月分（1カ月分）[割引なし]	6月分～翌年3月分（10カ月分）	6月分～翌々年3月分（22カ月分）	5月分（1カ月分）[割引なし]
7月末日	6月分（1カ月分）[割引なし]	7月分～翌年3月分（9カ月分）	7月分～翌々年3月分（21カ月分）	6月分（1カ月分）[割引なし]
8月末日	7月分（1カ月分）[割引なし]	8月分～翌年3月分（8カ月分）	8月分～翌々年3月分（20カ月分）	7月分（1カ月分）[割引なし]
9月末日	8月分（1カ月分）[割引なし]	9月分～翌年3月分（7カ月分）	9月分～翌々年3月分（19カ月分）	8月分（1カ月分）[割引なし]
10月末日	10月分～翌年3月分（6カ月分）	10月分～翌年3月分（6カ月分）	10月分～翌々年3月分（18カ月分）	9月分（1カ月分）[割引なし]
11月末日	11月分～翌年3月分（5カ月分）	11月分～翌年3月分（5カ月分）	11月分～翌々年3月分（17カ月分）	10月分（1カ月分）[割引なし]
12月末日	12月分～翌年3月分（4カ月分）	12月分～翌年3月分（4カ月分）	12月分～翌々年3月分（16カ月分）	11月分（1カ月分）[割引なし]
1月末日	1月分～3月分（3カ月分）	1月分～3月分（3カ月分）	1月分～翌年3月分（15カ月分）	12月分（1カ月分）[割引なし]
2月末日	2月分～3月分（2カ月分）	2月分～3月分（2カ月分）	2月分～翌年3月分（14カ月分）	1月分（1カ月分）[割引なし]
3月末日	3月分（1カ月分）	3月分（1カ月分）	3月分～翌年3月分（13カ月分）	2月分（1カ月分）[割引なし]

留意事項

○口座振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替となります。

○残高不足等による振替不能にご注意ください。

・「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」について、残高不足等により振替できなかった場合は、前納分の再振替は行われません。次の前納振替までの間は自動的に割引のない翌月末の振替になります。

・「翌月末振替」、「当月末振替（早割）」について、残高不足等により振替できなかった場合は、翌月にもう一度だけ再振替します。ただし、再振替につきましては、「当月末振替（早割）」による割引は受けられません。

○一部納付（一部免除）制度をご利用の方は、口座振替の前納（「6カ月前納」、「1年前納」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」）及び「当月末振替（早割）」は利用できないため、翌月末振替となります。

【HW配付用】

様式コード
4 6 5 6

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書
兼 還付金振込方法(変更)申出書

日本年金機構理事長 あて　　令和　　年　　月　　日

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関あてに送付してください。
また、国民年金保険料の払い過ぎ等により還付(払い戻し)が発生した場合の口座への振込について、「C. 還付金振込方法」のとおり申出します。

〒

住所：

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

被保険者氏名：

電話番号：1. 自宅　3. 勤務先　2. 携帯電話　4. その他　(　　)

市区町村	日本年金機構

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。
複写様式を使用する場合は、強めにご記入ください。

還付金振込方法のみをこの用紙で申出する場合は、下記「A.被保険者」欄をご記入いただき、用紙下部「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認のうえ、「還付金振込方法のみ申出」に○をつけてください。

A. 被保険者

基礎年金番号	生年月日
－	5. 昭和 7. 平成　　年　　月　　日

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。
なお、振替方法のみ変更する場合(口座に変更がない場合)は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。

B. 指定預金口座／振替方法

振替方法のみ変更　○　**振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。**

指定預金口座(いずれかを選択)

銀行等(ゆうちょ銀行を除く)

金融機関名		1. 銀行 2. 信用金庫 3. 信用組合 4. 労働金庫 5. 農業協同組合 6. 漁業協同組合	1. 本店 2. 支店 3. 本所 4. 支所
預金種別	1. 普通 2. 当座	口座番号(右詰めで記入)	金融機関コード / 支店コード

ゆうちょ銀行

種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めで記入)
1 6 6	3 2	1 　 0 －	

ﾌﾘｶﾞﾅ

口座名義人

お届け印

2枚目に押印してください

振替方法

1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替(早割)	5	2年前納	6	2年前納(4月開始)

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。
※振替方法のみ変更する場合についても、「C. 還付金振込方法」欄の記載事項をご確認ください。

C. 還付金振込方法

還付金振込方法のみ申出　○　口座振替納付申出(変更申出を含む)を行う場合は、左の「還付金振込方法のみ申出」欄に○をつける必要はありません。

国民年金保険料の還付金が発生した場合は、「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望します。
なお、「国民年金保険料の振替口座」が被保険者本人名義でない場合でも還付金の振込に同意します。

希望しない場合は右側の(　　)を○で囲んでください。

※「国民年金保険料の振替口座」への振込を希望しない場合には、還付請求書の提出が必要となり、振込までに2～3カ月程度の期間がかかります。

(希望しません)

金融機関等使用欄

不備返却理由	確認欄
1. 記載事項等不備 □ 届出印 □ 店名・預金種別 □ 口座番号 □ 口座名義 □ 口座なし 2. その他 (　　)	

※「6カ月前納」、「1年前納」、「当月末振替(早割)」、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」の場合は、割引された保険料を振替します。
割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納(4月開始)」>「1年前納」>「6カ月前納」>「当月末振替(早割)」の順になります。
※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。
※ 提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。(振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。)
※ 振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。
(前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。)
○ 振替開始(予定) 令和　　年　　月末日から(金融機関の休業日の場合は翌営業日から)

1枚目(年金事務所用)

S1年

様式コード				
4	6	5	6	2

国民年金保険料口座振替依頼書

取扱金融機関等　御中　　令和　　年　　月　　日

〒

住所：

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

被保険者氏名：

電話番号：　1. 自宅　3. 勤務先　2. 携帯電話　4. その他　(　　)

金融機関使用欄				

市区町村	日本年金機構

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

A. 被保険者

基礎年金番号	生年月日
－　　5. 昭和　7. 平成　　年　　月　　日	

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。
なお、振替方法のみ変更する場合（口座に変更がない場合）は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。

B. 指定預金口座／振替方法

振替方法のみ変更　○　**振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。**

指定預金口座

銀行区分（いずれかを選択）

○ 銀行等（ゆうちょ銀行を除く）

金融機関名　1. 銀行　2. 信用金庫　3. 信用組合　4. 労働金庫　5. 農業協同組合　6. 漁業協同組合　1. 本店　2. 支店　3. 本所　4. 支所

預金種別　1. 普通　2. 当座　口座番号（右詰めで記入）　金融機関コード　支店コード

○ ゆうちょ銀行

種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号（右詰めで記入）
1 6 6	3 2	1 　 0 －	

ﾌﾘｶﾞﾅ

口座名義人

お届け印

お届け印欄の枠内に押印してください

振替方法

1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替（早割）	5	2年前納	6	2年前納（4月開始）

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。

※「6カ月前納」、「1年前納」、「当月末振替（早割）」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料を振替します。
割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」＞「1年前納」＞「6カ月前納」＞「当月末振替（早割）」の順になります。
※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。
※ 提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。
（振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。）
※ 振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。
（前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。）

○ 対象保険料　国民年金保険料
○ 振替納入指定日　納期の最終日
（金融機関の休業日の場合は翌営業日）
○ 振替開始（予定）　令和　　年　　月末日から
（金融機関の休業日の場合は翌営業日から）

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、
下記事項を確約のうえ依頼します。

記

1. 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
2. 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退（取消）通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

2枚目（金融機関・ゆうちょ銀行用）

減感処理箇所

様式コード				
4	6	5	6	2

国民年金保険料口座振替依頼書

取扱金融機関等　御中　　令和　　年　　月　　日

〒

住所：

(ﾌﾘｶﾞﾅ)

被保険者氏名：

電話番号：　1. 自宅　3. 勤務先　2. 携帯電話　4. その他　(　　)

金融機関使用欄				

市区町村	日本年金機構

太線枠内の必要事項をご記入ください。数字の記載された項目は該当する項目に○をつけてください。

A. 被保険者

基礎年金番号	生年月日
－	5. 昭和 7. 平成　年　月　日

銀行等またはゆうちょ銀行のいずれかを選んで記入し、2枚目に押印してください。
なお、振替方法のみ変更する場合（口座に変更がない場合）は、「振替方法のみ変更」欄に○のうえ、振替方法を選択してください。

B. 指定預金口座／振替方法

振替方法のみ変更　○　振替方法のみ変更する場合は、「指定預金口座」欄の記入、お届け印の押印は不要です。

指定預金口座

銀行区分（いずれかを選択）　○ 銀行等（ゆうちょ銀行を除く）

金融機関名　1. 銀行　2. 信用金庫　3. 信用組合　4. 労働金庫　5. 農業協同組合　6. 漁業協同組合　1. 本店　2. 支店　3. 本所　4. 支所

預金種別　1. 普通　2. 当座　口座番号（右詰めで記入）　金融機関コード　支店コード

○ ゆうちょ銀行

種目コード　契約種別コード　通帳記号　通帳番号（右詰めで記入）

1 6 6 3 2 1 　 0 －

ﾌﾘｶﾞﾅ

口座名義人

お届け印

お届け印欄の枠内に押印してください

振替方法

1	翌月末振替	2	6カ月前納	3	1年前納	4	当月末振替（早割）	5	2年前納	6	2年前納（4月開始）

※希望する振替方法の番号を○で囲んでください。振替方法の詳細については、記入例の裏面「振替方法について」をご覧ください。

※「6カ月前納」、「1年前納」、「当月末振替（早割）」、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」の場合は、割引された保険料を振替します。
割引額が多いのは、「2年前納」、「2年前納（4月開始）」＞「1年前納」＞「6カ月前納」＞「当月末振替（早割）」の順になります。
※ 事務処理に日数を要しますので、申出をいただいた翌月以降に振替を開始します。
※ 提出は指定預金口座のある金融機関またはお近くの年金事務所へお願いします。その際は、もう一度、届出印、口座番号等のご確認をお願いします。
（振替方法のみ変更・還付金振込方法のみ申出の場合は、お近くの年金事務所へ提出をお願いします。）
※ 振替方法「2」、「3」、「5」、「6」では前納分の初回振替の際に、振替方法「4」では初回振替の際に前月分の保険料を合わせて振替します。
（前月分については割引となりません。なお、前月分についてすでに納付されている場合は、前月分の振替は行いません。）

○ 対象保険料　国民年金保険料
○ 振替納入指定日　納期の最終日
（金融機関の休業日の場合は翌営業日）
○ 振替開始（予定）　令和　　年　　月末日から
（金融機関の休業日の場合は翌営業日から）

私は、国民年金保険料を口座振替により納付したいので、
下記事項を確約のうえ依頼します。

記

1. 日本年金機構から私名義の納付書が貴店に送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載の金額を指定預金口座から引き落としのうえ、納付してください。この場合、預貯金規定または当座勘定規定にかかわらず、貴店の所定の方法で処理してください。
2. 振替日において納付書記載の金額が預金口座から払い戻すことのできる金額[当座貸越(自動貸付)を利用できる範囲内の金額を含む]を超えるときは、納付書を返却しても差し支えありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴店ならびに年金事務所に口座振替辞退（取消）通知書により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり日本年金機構から納付書の送付がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
4. この預金口座振替について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店にはご迷惑をかけません。

2枚目（金融機関・ゆうちょ銀行用）

別紙

バーコードの規格について

・現在経過管理システムでは、全ての帳票でcode39という規格のコードが使用されています。code39の規格は、下記を参考としてください。

◆画像におけるバーコードサイズ仕様

【前提】 画像解像度：300dpi
画像ファイル形式：JPEG または TIFF

